# しまっち!サポーター地域活動参画助成金交付要綱

# (趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人ふるさと島根定住財団(以下「財団」という。)が、しまね関係 人口マッチング・交流サイト「しまっち!」(以下「しまっち!」という。)に掲載された助成対象 プログラムに参加したサポーターへの助成金(以下「助成金」という。)の交付等について必要な 事項を定めるものとする。

#### (定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりと する。
  - (1) サポーター 「しまっち!」に登録している個人で、プログラムを実施するオーナーの団体構成員以外の者。
  - (2) オーナー 島根の地域活性化や課題解決に向け取り組む地域団体等で、「しまっち!」に登録している者。
  - (3) 助成対象プログラム 地域活性化や課題解決に向けオーナー自らが実施する活動で、「しまっち!」に掲載し、かつ本助成金の助成対象としてオーナーが希望した募集情報。
  - (4) 居住地 サポーターの住所。「しまっち!」に登録された番地等を含む詳細情報。(5) 目的地 助成対象プログラムの開催場所もしくは掲載されている集合場所。

### (目 的)

第3条 本助成金は、「しまっち!」の助成対象プログラムへ参加するサポーターに対して、予算の 範囲内において参加に要した経費の一部に対する助成金を交付することで、参加機会の創出や多 角的な活動への参加を促し、持続可能な地域づくりを促進することを目的とする。

### (助成金の内容)

第4条 助成金の対象者、対象期間、対象経費等は次表のとおりとする。

		しまっち!サポーター地域活動参画助成金
		下記のすべてを満たす者を対象とする。
		① 「しまっち!」にサポーター登録(現住所までの記入)をしている者
(1) 対象	者	② 「しまっち!」を通じて助成対象プログラムへの申込・参加をした者
		③ 参加したプログラムのオーナー(団体等)の構成員でない者
		④ 中学校卒業以上の者
(2) 対象	期間	助成対象プログラム(初回の申請を予定するもの)参加日から起算して1年間
		サポーターが助成対象プログラム参加のために、居住地から目的地の間を移動
		する際に要する交通費及び宿泊費(交通費は片道分、宿泊費は半額)。助成対象と
(3) 対象	対象経費	なる交通手段等は別表のとおりとする。
		ただし、以下のいずれかに該当する場合は助成対象外とする。
		① 居住地から目的地までの交通費(税込)の総額が1,000円未満の場合。

		② 移動手段、経路及び領収書日付が不適当な場合。			
		③ 財団理事長が対象外と判断した場合。			
(4)	助成率	10/10			
(5)	助成限度額	1回につき10,000円			
		1人につき2回まで(対象期間内)			
(6)	助成回数	ただし、同一プログラムに係る申請は1回に限る。(随時募集や複数日開催のも			
		のを除く。)			

### (交付申請)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象プログラム参加日から起算して30日を経過した日又は助成対象プログラム参加日の属する年度の3月31日のいずれか早い日(該当日が土、日又は祝日の場合は直前の営業日)までに、助成金交付申請書(様式第1号)及び同申請書に定める添付書類を財団理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により助成金交付申請書を提出するときには、助成金交付申請書に記されている同意 事項への同意、アンケートへの回答及びオーナーによる参加証明がなければならない。

#### (交付決定)

- 第6条 財団は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、支払通知書(様式第2号)により、助成金の交付決定の内容及び交付するべき助成金の額を当該申請者に通知する。なお、助成金の交付を決定した場合は、助成金交付申請書の受理日から原則として30日以内に助成金を交付することとする。
- 2 前条に規定する助成金の交付申請が適当でないと判断したときは、助成非該当書(様式第3号)により通知する。
- 3 本条第1項の決定には、必要に応じて条件を付すことができる。

#### (助成情報等の提供)

- 第7条 財団は、他団体がこの助成金と重複した助成を避けることを目的として、特定助成金の交付 決定の際に必要な次の事項の問い合わせをした場合(氏名、居住地等により該当者を特定して問い 合わせをした場合に限る。)は、当該他団体に次に掲げる情報を提供するものとする。
  - (1) 参加日、目的地、参加プログラム等
  - (2) 申請した交通費及び宿泊費に関する情報
  - (3) 各自治体等からの交通費等の支給額に関する情報
  - (4) その他団体が交付申請の審査に必要であると財団が認める情報
- 2 第5条第1項の規定により交付申請をした者は、前項の提供に同意をしたものとみなす。

### (助成金の返還)

- 第8条 財団は、助成金の交付決定を受けた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。
  - (1) この要綱の規定に違反したとき
  - (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

# (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、しまっち!サポーター地域活動参画助成金の運用・解釈等については、必要の都度、財団理事長が別に定めるものとする。

# 附則

1 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

# 別表 助成対象なる交通手段等(第4条関係)

交通手段等	対象区分	対象経費・提出書類等		
航空機、フェリー・高 速船、新幹線・特急電 車、高速バス	対象	提出書類	領収書(写し可)又はオンライン決済等のコピー	
路線バス、普通列車、 乗り合いタクシー	対象	提出書類	領収書(写し可)又は IC カードの利用明細	
力学田本	対象	対象経費	居住地から目的地までの移動距離(km)×20円	
自家用車		提出書類	居住地から目的地までの経路、移動距離が分かるもの (Google マップ等のコピー)	
レンタカー	対象	対象経費	レンタル料金の半額及び目的地までの移動距離(km) ×20円。ただし、返却時のガソリン代は対象外。	
		提出書類	領収書(写し可)	
高速料金	対象	提出書類	領収書(写し可)又は ETC 利用明細書	
駐車場代	対象	提出書類	領収書(写し可)	
タクシー・バスの借上	対象外			
宿泊費	対象	対象経費	対象日及びその前後に係る宿泊費 (7,600 円/泊、2 泊 まで/申請1回を上限とする)の半額。	
伯伯質		提出書類	領収書(写し可)又はオンライン決済等のコピー	